

九重町高齢者日常生活用具給付事業実施要綱

(目的)

第1条 高齢者日常生活用具給付事業(以下「事業」という。)は、町内に居住するひとり暮らし高齢者等に対し、必要な日常生活用具を給付することにより、ひとり暮らし高齢者等の安全を確保し、高齢者福祉の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の対象者は、おおむね65歳以上であって心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らし高齢者及び高齢者夫婦のみの世帯に属する者とする。

(給付の内容)

第3条 この事業の給付品目等については、次のとおりとする。

品目	性能
電磁調理器	電磁による調理器であって、高齢者が容易に使用し得るもの
火災報知器	屋内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの
自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴出し、初期火災を消火し得るもの

(申請等)

第4条 用具の給付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、高齢者日常生活用具給付申請書(第1号様式)により町長に対して給付の申請を行うものとする。

2 町長は、前項の申請があったときは、申請者の家庭状況等を調査し、用具の給付の可否を決定するものとする。

3 町長は、用具の給付を行うことを決定したときは、申請者に対し、高齢者日常生活用具給付決定通知書(第2号様式)及び高齢者日常生活用具給付券(第3号様式)を交付する。

4 町長は、用具の給付を行わないことを決定したときは、申請者に対し、高齢者日常生活用具給付事業却下決定通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(用具の給付等)

第5条 用具の給付を行う場合は、用具の販売を業とする者(以下「業者」という。)に当該事務を委託して行わせるものとする。

2 用具の給付の決定を受けた者は、その給付を受ける場合、前項の規定によって給付等の事務を委託された業者に日常生活用具給付券を提出して行うものとする。

(費用の負担)

第6条 用具の給付の決定を受けた者又はその者を扶養する者(以下「被給付者等」という。)は、当該用具の購入に要する費用の一部を直接業者に支払わなければならない。この場合の支払うべき額(以下「自己負担額」という。)の基準は別表のとおりとする。

(費用の請求)

第7条 用具を給付した業者が町長に請求できる額は、用具の購入に要する費用から被給付者等の自己負担額を控除した額とする。

(被給付者等の義務)

第8条 被給付者等は、給付等を受けた用具を善良な管理者の注意を持って使用するとともに、当該用具をその目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸与し、転貸し、又は担保に供してはならない。

2 被給付者等は、用具を使用する対象者が当該用具を必要としなくなったときは、速やかに町長に申し出なければならない。

(給付等の取消し及び返還)

第9条 町長は、被給付者等が前条の規定に違反した場合又は次の各号の一に該当するときは、用具の給付等の決定を取り消し、既に用具の給付等がされている場合は当該用具を返還させ、又は当該給付等に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他の不正な手段により用具の給付等の決定又は給付等を受けたとき。

(2) 社会福祉施設へ入所したとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要なことは別に定める。

別表

利用者世帯の階層区分		利用者負担額
A	生活保護法による被保護世帯	0円
B	生計中心者が前年所得税非課税世帯	0円
C	生計中心者の前年所得税課税年額が10,000円以下の世帯	16,300円
D	生計中心者の前年所得税課税年額が10,001円以上 30,000円以下の世帯	28,400円
E	生計中心者の前年所得税課税年額が30,001円以上 80,000円以下の世帯	42,800円
F	生計中心者の前年所得税課税年額が80,001円以上 140,000円以下の世帯	52,400円
G	生計中心者の前年所得税課税年額が140,001円以上の世帯	全額

第 1 号様式 (第 4 条関係)

高齢者日常生活用具給付申請書

年 月 日

九重町長 殿

住所：九重町大字
(行政区：)

氏名：

電話：

高齢者日常生活用具の給付を希望しますので、九重町高齢者日常生活用具給付事業実施要綱第 4 条の規定により申請します。

なお、この申請につき、町長が私又は私の世帯員の税務関係情報の調査を行うこと及び税務関係課長が回答することに同意します。

給付対象者	氏 名		性別	
	生年月日		年齢	
対象者の世帯の状況	1 . ひとり暮らし 2 . 高齢者夫婦のみ世帯 3 . その他 ()			
添付希望品目				
給付を希望する理由				
給付上特に希望すること				
備 考				